

# アクションプランに基づき調布市と東京労働局府中公共職業安定所の一 体的実施（「ちょうふ就職サポート」（仮称））に向けた提案

平成26年4月15日  
調布市

## 1. 提案の趣旨

調布市役所庁舎内2階の市民ロビー内に、生活保護受給者等生活に困窮する者を対象としたハローワークのコーナーを設置し、就労支援ナビゲーターによる就労支援を実施する。

これによりハローワークと調布市の生活保護等の相談窓口が一体となった就労支援体制が確保でき、経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施することが可能となる。

## 2. 提案理由

調布市と府中公共職業安定所は、生活保護受給者等就労自立促進事業の運営に係る地域生活福祉・就労支援協議会を設置し、連携して取り組んでいるところである。しかしながら、現在は生活保護受給者が中心であり、生活保護受給者とならなかった者の中にも、生活の安定や自立を目指すために就職支援が必要な者がいる現状に鑑み、市の生活相談からハローワークの就職相談への連携のあり方が課題となっている。

調布市福祉事務所における生活相談についても平成21年度から急激な増加を示し、平成25年度の相談件数は、1084件となっている。また、調布市内の保護率は、平成26年1月末現在で13%に達し、これまでの最高を更新するなど、依然として高い水準であり、加えて、稼働年齢層を含む世帯の生活保護受給者の割合が増えていることから生活困窮者に対し早期の時点でハローワークと一体となった実効性の高い職業相談・職業紹介を行い、生活困窮からの脱却を目指すこととして、アクションプランに基づき一体的実施を提案するものである。

## 3. 提案内容

### (1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者とする。（支援予定対象者数 年間220名）

### (2) 設置場所

調布市役所本庁舎2階 市民ロビー内

### (3) 実施方針

調布市と東京労働局府中公共職業安定所（以下「国」という。）による運営協議会を設置するとともに、業務内容、実施体制、連携方法等、一体的な業務運営を行う。

国は、窓口設置に必要な職員を配置の上、情報提供端末等を準備して、下記（5）の業務を実施する。区は、本窓口設置にかかる必要な工事または備品等の準備を行うとともに、事業開始後は、適切な対象者を相談窓口へ誘導する。

#### (4) 相談窓口名称

「ちょうふ就職サポート」(仮称)

#### (5) 主な業務内容

- ①就労支援ナビゲーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施
- ②就職活動課題解決サポート(自己理解の促進、求人情報の探し方、求人票の見方、応募書類の書き方、ジョブ・カード作成支援、面接時の心構え等)
- ③求人情報提供端末設置によるハローワークの求人情報の提供
- ④求職者支援訓練や公共職業訓練の案内

#### (6) 実施に係る必要経費

##### ①人件費(専門相談員)

- ・ 就労支援ナビゲーター 2名(予定)

##### ②システム経費

- ・ ハローワークの求人情報提供端末 2台(OCR、専用プリンター付)
- ・ ハローワークの職業紹介端末 2台(専用プリンター付)
- ・ 求人情報提供端末設置台 2台

##### ③備品等経費

- ・ 相談机 2台
- ・ 椅子 6台
- ・ 窓口パーテーション 4台
- ・ コピー&FAX複合機 1台
- ・ キャビネット 1台
- ・ 消耗品等

##### ④その他

ハローワークシステム、システム通信回線設置の初期設定経費、ハローワークシステム通信回線のランニングコスト、ハローワークシステム点検・改修費用は国、端末機器等に関する電源工事、光熱水費、通信料金等のランニングコスト、改修工事経費については市が各負担の予定。

#### (7) 事業実施のメリット

- ・ 市役所の中での仕事のあっ旋が可能となる。
- ・ 市とハローワークがひとつの相談窓口で一体的な就労支援体制をとるため、支援対象者に対する経済的自立を効果的・効率的に支援できる。
- ・ ハローワークの求人情報提供端末、職業紹介端末を設置することにより、支援対象者にリアルタイムな仕事のあっ旋ができ、効果的・効率的な就労支援が可能となる。
- ・ 生活保護の受給に至らない相談者に対して、早期に就労先の紹介をすることで生活困窮状態からの脱却が可能となる。

#### (8) 実施時期

- ・ 平成26年8月開設予定